令和3年度当初予算債務負担行為の概要

事	業	名		担	当	課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費				こども家庭課		

「単位:千円]

	限度額	期	間	財 源 内 訳			訳	
1-3	成	/9]	lĦ1	田	県	起債	その他	一般財源
	21,732	令和 4 年~	~ 8 年度				21,732	

[事業の目的]

- (1)令和3年度貸付決定、令和3年度貸付開始分
- 学校入学後にひとり親家庭となった場合、家庭や資金調達の事情の変更があった場合等、学校入学後に 貸付が必要となった場合において、随時、相談申請を受け、在学期間中の就学資金の貸付の決定を行うため。
- (2) 令和3年度貸付決定、令和4年度貸付開始分(早期決定分)

令和4年度の入学決定(令和4年2月~3月)後、修学資金の貸付に係る相談・申請を受け、速やかに(令和3年度内に)貸付決定を行うため。

[事業の内容]

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が現に扶養している児童等が、経済的理由により修学が困難な場合に、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に修学させるのに直接必要な授業料、書籍代、通学費等として貸付を行うもの。

[これまでの関連する取組み]

平成29年度まで鳥取県で実施。

[今後の取組み]

中核市移行に伴い、平成30年度から本市で福祉資金貸付業務を開始した。 今後も引き続き、貸付業務を行う。